

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 中核地域生活支援センター「がじゅまる」

朝比奈 ミカ

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

中核地域生活支援センターは千葉県独自の総合相談事業で、年齢や障害の有無で対象を限定せず、福祉分野にとどまらない幅広い生活相談に対応することを特徴としています。結果として、現行の福祉施策の対象から外れていたり、サービスや制度を利用できていない方々からのご相談を多く受けることになっており、その立場から意見を提出します。

1. 軽度障がい者への支援

- 障がいの程度が軽く日常生活に多くの支援を必要としない人たちは、本人も家族も生活のしづらさを障がいによるものとは気づかず、手帳を取らずに生活をしていることが多くあります。しかし本人や家族の失業や事故、病気などの不測の事態をきっかけに、自力で問題解決や生活再建が図れず、容易に生活困難な状態に陥ってしまいます。
- 障害や病気により判断やコミュニケーションの能力が不足している人、障がいや病気により地域社会から疎外された環境におかれた結果、極端に経験が不足している人などは、生活のなかで日常的に発生する契約や手続きの場面で不利な立場におかれ、トラブルに巻き込まれたり深刻な権利侵害を受けています。医療や司法手続きの場面においては、本人の訴えが適切に取り上げられない結果、より大きな問題に発展しています。
- 身体的、精神的障がいが理由でコミュニケーションを円滑に行えない場合には、地域社会からも孤立して、必要な情報や身近な相談相手が得られずに、生活に困難を来すというリスクを抱えることになってしまいます。ホームレスの状態になる、生活のために軽犯罪を繰り返すなど、極端な場合には生活の破綻に至ってしまうことすらあります。
- 都市化が進行して地域社会のつながりが希薄になり、終身雇用が志向されなくなった社会状況のなかで、軽度障がいの人たちが地域社会や職場のなかでの理解や支えを得られず、障がい福祉制度にも埒外におかれて公的な支援が受けられず、深刻な生活困難や権利侵害に直面しています。軽度障がいの人やその家庭の抱える生活困難への支援は、生活保護受給世帯や子育て困難家庭への支援の一部とも重なり、福祉施策全体にとっても極めて有効です。
- 地域生活支援を前提とした制度設計には、子育てや介護など、障がいのある人たちが家族の一員としての役割を果たす場面で必要とされる支援を含んで考えることも重要です。
- 触法の高齢者、障がい者を対象とした「地域生活定着支援センター事業」がスタートしていますが、都道府県に一か所ずつ設置される予定の定着支援センターも、地域のレベルでの具体的な生活支援サービスとの連携が図れなければ十分に機能しないことは明らかです。
- これらの状況に対応していくためには、現行の手帳制度を抜本的に見直し、地域社会での生活を送るうえで困難を来す場合には必要なサービスが受けられるよう改める必要

があります。全体としての共通理解が図られれば、現行体制のなかでも相談支援の対象を幅広く想定する、居宅介護、移動支援などの生活支援について早急に利用対象とするなどを検討してください。

2. 働く障がい者への支援

- 一般社会で働く障がい者の人たちが孤立した状態におかれています。障がい者自立支援法においては働いて自立することが目指されているにも関わらず、働き続ける人を支える体制が極めて不十分な状況にあります。
- 「障害者就労・生活支援センター」は働く障がい者の就労と生活を一体的に支援する拠点として設置されましたが、縦割り行政の障壁が取り払われず、労働施策と福祉施策に分かれた補助金構成は、現場の運営に大きな支障を来しています。また、特別支援学校の卒業生や就労移行支援事業の終了者など、就職した後のフォローアップ希望者は右肩上がりで増え続け、障がい保健福祉圏域に1か所という位置づけのなかでニーズに対応しきれない状況が起きています。
- 働き続ける人を支える体制づくりには、訓練指向型の「できるようになったら支援を終了する」という考え方を改める必要があります。また「働く＝自立している＝支援の必要性はない」という単純な図式にあてはめるのではなく、働いている障がい者に必要な生活支援、相談支援を福祉施策のなかで明確に位置づけることが必要です。労働施策と福祉施策の両方で取り組まれてきたこれまでの取り組みを検証し、よい蓄積を生かしながら、施策全体を再構築し、強化してください。